補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告について

１　概要

消費税法における課税事業者は、課税期間における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっています。

公益法人等に係る消費税の納付税額の計算に当たっては、補助金収入など売上以外の収入（「特定収入」）が100分の5以下の場合には、特定収入により賄われる消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除できることになっています。

また、公益法人等以外の医療法人等（消費税法別表第三法人以外の法人）については、特定収入に係る仕入税額控除の特例の適用がないことから、補助金により賄われる消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税から控除できることとなっています。

この場合、補助金により賄われる消費税額は、補助事業者において負担していないこととなるため、補助金交付要綱に基づき、補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助対象経費に含まれる消費税額のうち課税仕入れに係る消費税額として控除できる金額が確定した場合には、これに係る補助金相当額を速やかに補助金の交付者に報告することになっています。

　報告された仕入控除税額は、補助金により賄われており、補助事業者は負担していないこととなるため、補助金の交付者に返還する必要があります。

２　返還額の計算方法

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 返還  な  し | ○消費税の申告をしていない（免税事業者） | | | | | |
| ○簡易課税方式により申告している | | | | | |
| ○特定収入割合が５％を超えている（医療法人についてはこの適用なし） | | | | | |
| ○補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において「非課税売上のみに要するもの」として申告 | | | | | |
| ○補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみ | | | | | |
| 返還  あ  り  \*1　課税売上割合95％未満 | 補助対象経費の使途  \*2 | 課税仕入のみ |  | | 個別対応方式 | 課税売上を目的とする課税仕入  　補助金額×10/110＝Ａ |
| 課税売上と非課税売上共通の課税仕入  補助金額×10/110×課税売上割合＝Ｂ |
| Ａ ＋ Ｂ ＝ 返還額 |
| 一括比例配分方式 | 補助金額×10/110×課税売上割合 ＝ 返還額 |
| 課税仕入  ・非課税仕入混在 | 補助金の使途 | 明確  \*3 | 個別対応方式 | 課税売上を目的とする課税仕入  課税仕入に使用した補助金×10/110＝Ａ |
| 課税売上と非課税売上共通の課税仕入  課税仕入に使用した補助金×10/110×課税売上割合＝Ｂ |
| Ａ ＋ Ｂ ＝ 返還額 |
| 一括比例配分方式 | 課税仕入に使用した補助金×10/110×課税売上割合＝返還額 |
| 不明確 | 個別対応方式 | 課税売上を目的とする課税仕入  補助金額×課税仕入割合(\*4)×10/110 ＝ Ａ |
| 課税売上と非課税売上共通の課税仕入  補助金額×課税仕入割合×10/110×課税売上割合＝Ｂ |
| Ａ ＋ Ｂ ＝ 返還額 |
| 一括比例配分方式 | 補助金額×課税仕入割合×10/110×課税売上割合＝返還額 |

\*1　課税売上割合が95％以上の場合・・・補助金額×10/110＝返還額

\*2　補助対象経費の使途に課税仕入と非課税仕入が混在する場合とは、運営費のように人件費と消

耗品等が混在している場合をいう。

\*3　「補助金の使途が明確な場合」とは、消費税の申告又は事業実績報告において補助金の使途が

明確な場合をいう。

　　　　　　　　　　補助対象経費のうちの課税仕入（消費税を含む）

\*4　課税仕入割合 ＝ ───────────────────────

　　　　　　　　　　　　　　補助対象経費（消費税を含む）

　なお、減価償却費のように支出を伴わない費用は、この計算から除外する。

　　※ 仕入控除税額を計算するときは端数処理を行わないでください。

　　※ 返還額の円未満は切り捨ててください。